

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

矢板市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県矢板市長

公表日

令和8年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	<p>予防接種関係事務</p>
②事務の概要	<p>予防接種法の規定に則り予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策特別措置法に則り 新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、 接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型コロナウイルス感染症対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、 および臨時に行う予防接種の実施に関する事務 ②接種を行うために要する費用に関する事務</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として、 予防接種実施後に接種記録等の登録・管理を行い、 予防接種実施後に接種者からの申請に基づき新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> <p>予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務として、 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、 予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行い、 住民は、マイナポータルを介して予診票情報の入力並びに接種記録及び通知の取得/閲覧が可能となる。</p> <p>また住民が予防接種時に従来の紙の予診票に代えて、タブレットに搭載された医療機関用アプリ等において マイナンバーカードを用いることにより、 医療機関は住民が事前に入力した予診票情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となり、 本市は医療機関から入力された予診票情報、接種記録の取得及び住民への通知が可能となる。</p>
③システムの名称	<p>健康管理システム 統合宛名システム 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル</p>	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表の第14、126項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表の第25、27～29、153項 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表の第25、26、153、154項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課、こども課
②所属長の役職名	健康増進課長、こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	矢板市総務人事課行政担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	矢板市総務人事課行政担当 0287-43-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の申請時のマイナンバー取得の原則化について、本人確認の手段、住基ネット照会について、住基ネット照会において複数の者が該当した際の本人を特定する方法等の留意事項等を遵守している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分にしている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[9) 従業者に対する教育・啓発]</p> <p><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>保護管理者(保護責任者に相当)への研修、事務取扱者への研修(サイバーセキュリティの確保に関する事項を含む)、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修等の教育研修を行い、また未受講者に対するフォローアップを実施している。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の17、18、19の項	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の16の2、17、18、19の項	事前	
平成29年10月6日	II-1対象人数	1000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
平成31年2月4日	新様式への変更			事後	
平成31年2月4日	I-1-③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	事後	
平成31年2月4日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第10項	番号法第9条第1項、別表第一の第10項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条	事後	
平成31年2月4日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の16の2、17、18、19の項 (別表第二における情報提供の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、17、18、19項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第16の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月30日	I-4-②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第16の2、17、18、19項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第16の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第16の2、17～19項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第16の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2</p>	事後	
令和2年12月10日	I-3法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項、別表第一の第10項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条</p>	<p>番号法第9条第1項、別表第一の第10、93の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月10日	I-4-②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第16の2、17～19項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第16の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第16の2、17～19、115の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第16の2、115の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第59条の2</p>	事前	
令和3年2月4日	I-1-②事務の概要	<p>予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握</p>	<p>予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り 新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、および臨時に行う予防接種の実施に関する事務 ②接種を行うために要する費用に関する事務</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月26日	I-1-②事務の概要	<p>予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策特別措置法に則り 新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、 接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型コロナウイルス感染症対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、 および臨時に行う予防接種の実施に関する事務 ②接種を行うために要する費用に関する事務</p>	<p>予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策特別措置法に則り 新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、 接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型コロナウイルス感染症対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、 および臨時に行う予防接種の実施に関する事務 ②接種を行うために要する費用に関する事務</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として、 ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録、 予防接種実施後の接種記録等の登録・管理、 他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①当市への転入者について転出元市区町村への接種記録の照会 ②当市からの転出者について転入先市区町村への接種記録の提供</p>	事後	
令和3年4月26日	I-1-③システムの名称	<p>健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー</p>	<p>健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月26日	I-2特定個人情報ファイル名	予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル	予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル ワクチン接種記録システム(VRS)登録ファイル	事後	
令和3年4月26日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第10、93の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2	番号法第9条第1項、別表第一の第10、93の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年5月31日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第16の2、17～19、115の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第16の2、115の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第59条の2	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第16の2、17～19、115の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第16の2、16の3、115の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月2日	I-1-②事務の概要	<p>予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り 新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象 となる住民に対して予防接種、 接種済証等の発行を行い、その結果を管理す る処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す る。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規 定による予防接種対象者の選定、 および臨時に行う予防接種の実施に関する事 務 ②接種を行うために要する費用に関する事務</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務として、 ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接 種対象者及び発行した接種券の登録、 予防接種実施後の接種記録等の登録・管理、 他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す る。 ①当市への転入者について転出元市区町村へ の接種記録の照会 ②当市からの転出者について転入先市区町村 への接種記録の提供</p>	<p>予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、デー タ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り 新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象と なる住民に対して予防接種、 接種済証等の発行を行い、その結果を管理する 処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す る。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に による予防接種対象者の選定、 および臨時に行う予防接種の実施に関する事 務 ②接種を行うために要する費用に関する事務</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 として、 ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象 者及び発行した接種券の登録、 予防接種実施後に接種記録等を登録・管理し他市区 町村へ接種記録の照会・提供、 予防接種実施後に接種者からの申請に基づき新型コ ロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①当市への転入者について転出元市区町村への接 種記録の照会 ②当市からの転出者について転入先市区町村への 接種記録の提供 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付 の際に接種記録を照会</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月2日	I-3法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項、別表第一の第10、93の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2</p> <p>番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、 番号法第19条第5号(委託先への提供)</p>	<p>番号法第9条第1項、別表第一の第10、93の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2</p> <p>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	
令和3年8月2日	I-4-②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第16の2、17~19、115の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第16の2、16の3、115の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2、第59条の2</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第16の2、17~19、115の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第16の2、16の3、115の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2、第59条の2</p>	事後	
令和5年1月25日	II-1対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月25日	I-4-②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第16の2、17～19、115の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第16の2、16の3、115の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2、第59条の2</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第16の2、17～19、115の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 ※別表第二の第115の2項に係る主務省令は未公布</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第16の2、16の3、115の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2 ※別表第二の第115の2項に係る主務省令は未公布</p>	事後	
令和6年12月10日	新様式への変更			事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月10日	I-1-②事務の概要	<p>予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り 新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、および臨時に行う予防接種の実施に関する事務 ②接種を行うために要する費用に関する事務</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として、 ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録、 予防接種実施後に接種記録等を登録・管理し他市区町村へ接種記録の照会・提供、 予防接種実施後に接種者からの申請に基づき新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①当市への転入者について転出元市区町村への接種記録の照会 ②当市からの転出者について転入先市区町村への接種記録の提供 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際に接種記録を照会</p>	<p>予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り 新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、および臨時に行う予防接種の実施に関する事務 ②接種を行うために要する費用に関する事務</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として、 予防接種実施後に接種記録等の登録・管理を行い、 予防接種実施後に接種者からの申請に基づき新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	
令和6年12月10日	I-1-③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月10日	I-2特定個人情報ファイル名	予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル ワクチン接種記録システム(VRS)登録ファイル	予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル	事後	
令和6年12月10日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第10、93の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、 番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1号 別表の第14、126項	事後	
令和6年12月10日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第16の2、17～19、115の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 ※別表第二の第115の2項に係る主務省令は未公布 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第16の2、16の3、115の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2 ※別表第二の第115の2項に係る主務省令は未公布	(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第25、27～29、153項 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第25、26、153、154項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月20日	I-1-②事務の概要	<p>予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り 新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象 となる住民に対して予防接種、 接種済証等の発行を行い、その結果を管理す る処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す る。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規 定による予防接種対象者の選定、 および臨時に行う予防接種の実施に関する事 務 ②接種を行うために要する費用に関する事務</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務として、 予防接種実施後に接種記録等の登録・管理を 行い、 予防接種実施後に接種者からの申請に基づき 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 交付を行う。</p>	<p>予防接種法の規定に則り予防接種情報の管理、統計報 告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り 新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住 民に対して予防接種、 接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を 行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による 予防接種対象者の選定、 および臨時に行う予防接種の実施に関する事務 ②接種を行うために要する費用に関する事務</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務とし て、 予防接種実施後に接種記録等の登録・管理を行い、 予防接種実施後に接種者からの申請に基づき新型コロ ナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> <p>予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活 用した情報連携に係る予防接種事務として、 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本 事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診 票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行い、 住民は、マイナポータルを介して予診票情報の入力並び に接種記録及び通知の取得/閲覧が可能となる。 また住民が予防接種時に従来の紙の予診票に代えて、 タブレットに搭載された医療機関用アプリ等においてマイ ナナンバーカードを用いることにより、 医療機関は住民が事前に入力した予診票情報、接種記 録の取得/閲覧/入力が可能となり、 本市は医療機関から入力された予診票情報、接種記録 の取得及び住民への通知が可能となる。</p>	事前	
令和8年2月20日	I-1-③システムの名称	<p>健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー</p>	<p>健康管理システム 統合宛名システム 予診情報・予防接種記録管理／請求支払シス テム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)</p>	事前	